

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月13日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所長 乙竹 充

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 増養殖研究所上浦庁舎海水取水ポンプ交換業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成31年2月28日
- (4) 履行場所 大分県佐伯市上浦大字津井浦
国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所
上浦庁舎
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を基礎として、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けようとする場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。）

① 直接交付
大分県佐伯市上浦大字津井浦
国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所
業務推進部業務管理課上浦庁舎
電話 0972-32-2125
FAX 0972-32-2293

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「増養殖研究所上浦庁舎海水取水ポンプ交換業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「増養殖研究所上浦庁舎海水取水ポンプ交換業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年9月21日までに上記3.あてにてメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの

質を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して
 行ととにもに當機、のホ一ムページにて公表することによ
 りと明該日以、構え降に。疑が發生した場合も随時受け付け、
 入札お、對し、疑の内容に個人に關する情報であつて特定の個
 同様にだし、疑の記述がある場合に、該等の特権を伏せ
 人識別し、疑の記述がある場合に、該等の特権を伏せ
 害すは當該疑を公表せず、疑者のみ回答するこ
 又る。を。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
 平成30年10月2日 11時00分
 大分県佐伯市上浦大字津井浦
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 増養殖研究所
- (2) 郵便による入札書の
 受領期限及び提出場所
 平成30年10月1日 17時00分
 大分県佐伯市上浦大字津井浦
 国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所
 上浦庁舎

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
 及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
 を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 ① 当機構において役員を経験した者(課長相当職以上経験者)が再就職していること又は課長相
 当職以上をこの間取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 ② 当機構との間取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 ※注2
 なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
 法人水産総合研究センター、統一的な役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
 ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
 者であるか、を問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を
 ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約締結日における直近の財務諸表に掲げ
 られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
 績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
 締結日、契約先の名額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当
 機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ
 かに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機
 構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちまして、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただけであれば、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 増養殖研究所上浦庁舎海水取水ポンプ交換業務

2. 業務目的 本業務は、ポンプ室（1）の特殊管路（海水取水ポンプ配管）に設置してある2基の取水ポンプのうち、No.2ポンプは平成10年製で、製造から20年が経過し老朽化が見られることから、交換を行うことで取水機能を維持することを目的とする。

3. 業務場所 大分県佐伯市上浦大字津井浦
国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所 上浦庁舎

4. 履行期限 平成31年 2月28日

5. 業務内容

（1）ポンプ室（1）の特殊管路（海水取水ポンプ配管）について次の工程により取水ポンプ（No.2）を交換すること。

① 当該ポンプを既存の配管および電源から切り離し撤去する。

（設置場所は別紙参照）

② 新規の取水ポンプ（セイコーテクセル TRF-1501F20SB1N 同等品）を取り付け、既存の配管及び電源に繋ぎ込む。なお、取水ポンプについては、以下の性能を満たしていることを必須とする。

・取水能力：2,500L/分以上

・揚程：18m以上

・ケーシング、インペラー：FRP製

・Oリング：EPDM製

・軸封：内装式メカニカルシール

・口径：150×100mm

・モーター出力：15Kw×3Φ，200V，60Hz

・ベース：ポンプ部，モーター部を固定し，台座に固定するもの

③ 試運転調整を行い、正常に設備が稼動することを確認すること。

6. その他

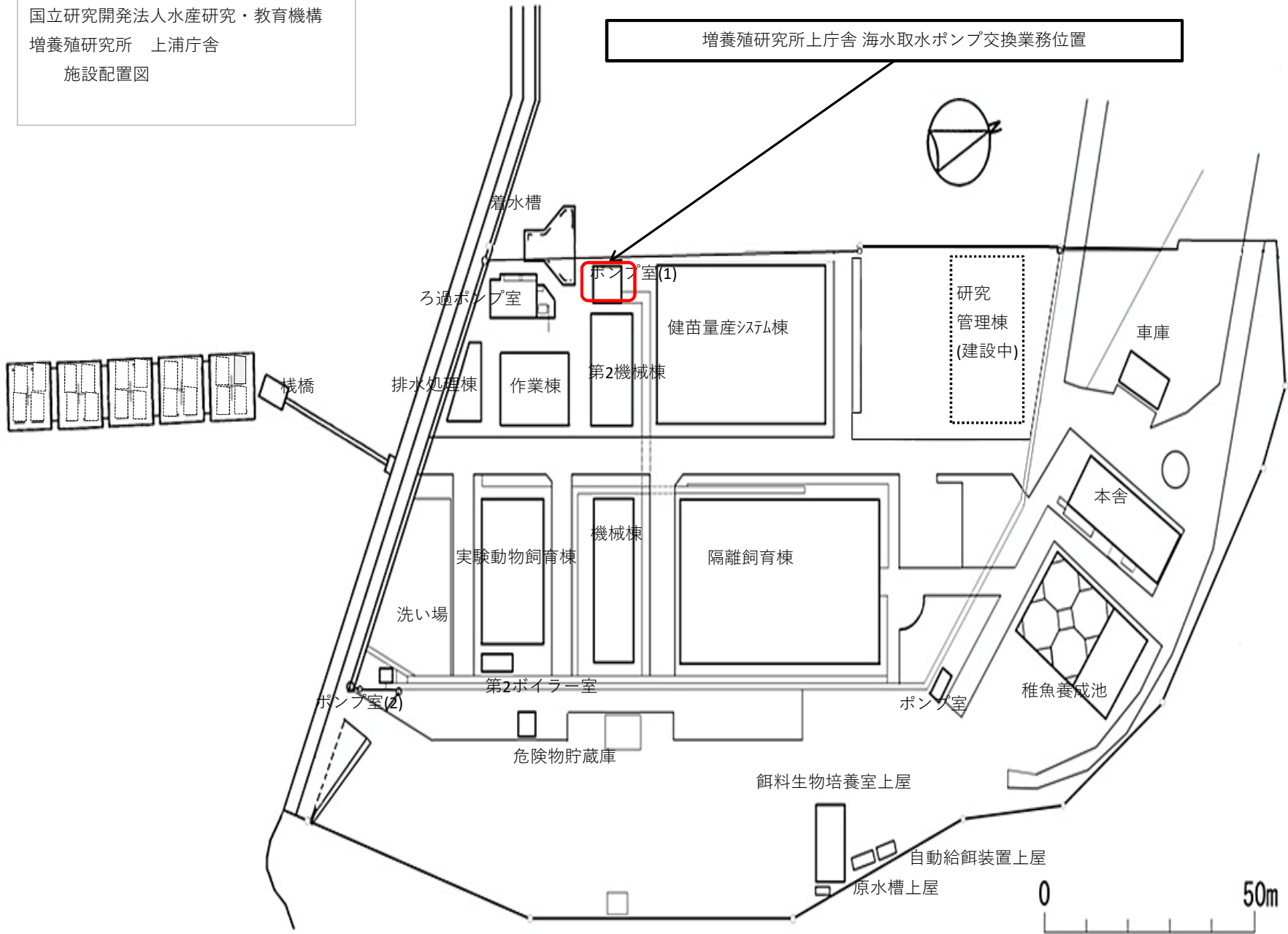
（1）業務において使用する水及び電力は、既存施設から無償で利用できるものとする。

（2）本業務で発生した廃材等は、構外に搬出し関係法令等に従い適切に処理するものとする。

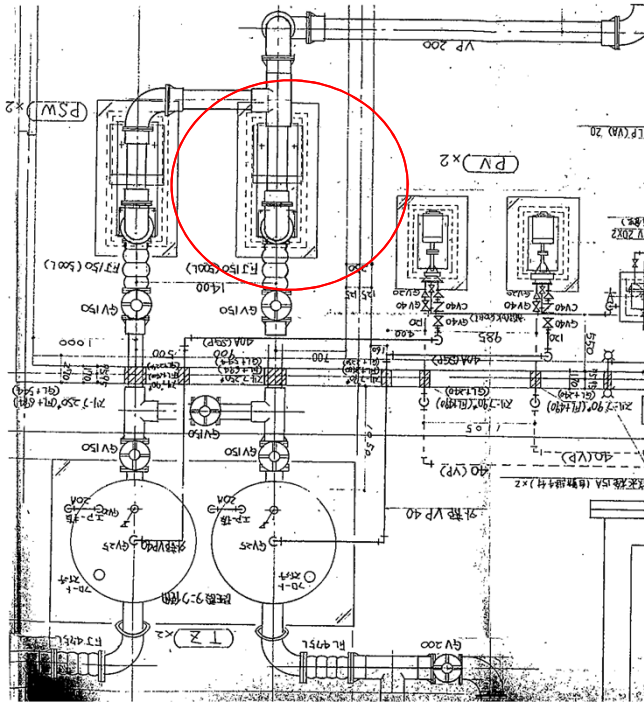
- (3)業務の際は、建物、設備に損傷を与えないよう細心の注意を払うとともに、担当職員からの指示以外の場所には立ち入らないこと。
- (4)業務の各工程においては写真撮影を行うものとし、業務終了後に各工程の写真と点検結果を取りまとめた報告書2部を提出すること。
- (5)詳細については担当職員の指示に従うこと。

国立研究開発法人水産研究・教育機構
増養殖研究所 上浦庁舎
施設配置図

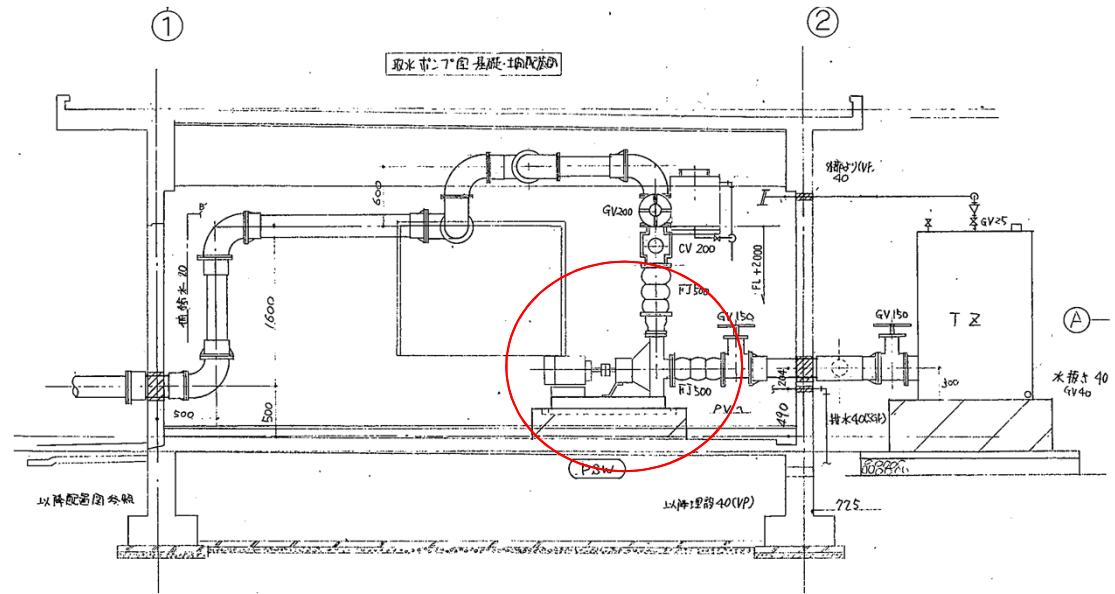
増養殖研究所上庁舎 海水取水ポンプ交換業務位置



ポンプ室内取水ポンプ図



平面図



立面図

丸で囲ったポンプがNo.2

テクセルポンプ TRF-1501 F 20B1

